

第三号様式別表（用紙日本産業規格B4）

（第一条関係）

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納稅義務者用）

給与収入			主たる給与	營業	農	不	利	配	給	総所得
給与所得（所得 金額調整控除後）			以外の合算等	業	動	子	当	与	総所得	
その他の所得計			所得区分							

総所得金額①

課	税	標	準	総 所 得 ③						
山 林 所 得										
分離短期譲渡										
分離長期譲渡										
株式等の譲渡										
上場株式等の配当等										
先 物 取 引										

所 得 控 除	雜 損		障・寡・ひ・勤							
医療費			配偶者							
社会保険料			配偶者特別							
小規模企業共済			扶養							
生命保険料			特定親族特別							
地震保険料			基礎							
	所得控除合計②									

（摘要）

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納稅義務者用）

給与収入			主たる給与	營業	農	不	利	配	給	総所得
給与所得（所得 金額調整控除後）			以外の合算等	業	動	子	当	与	総所得	
その他の所得計			所得区分							

総所得金額①

課	税	標	準	総 所 得 ③						
山 林 所 得										
分離短期譲渡										
分離長期譲渡										
株式等の譲渡										
上場株式等の配当等										
先 物 取 引										

所 得 控 除	雜 損		障・寡・ひ・勤							
医療費			配偶者							
社会保険料			配偶者特別							
小規模企業共済			扶養							
生命保険料			特定親族特別							
地震保険料			基礎							
	所得控除合計②									

（摘要）

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納稅義務者用）

給与収入			主たる給与	營業	農	不	利	配	給	総所得
給与所得（所得 金額調整控除後）			以外の合算等	業	動	子	当	与	総所得	
その他の所得計			所得区分							

総所得金額①

課	税	標	準	総 所 得 ③						
山 林 所 得										
分離短期譲渡										
分離長期譲渡										
株式等の譲渡										
上場株式等の配当等										
先 物 取 引										

所 得 控 除	雜 損		障・寡・ひ・勤							
医療費			配偶者							
社会保険料			配偶者特別							
小規模企業共済			扶養							
生命保険料			特定親族特別							
地震保険料			基礎							
	所得控除合計②									

（摘要）

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納稅義務者用）

給与収入			主たる給与	營業	農	不	利	配	給	総所得
給与所得（所得 金額調整控除後）			以外の合算等	業	動	子	当	与	総所得	
その他の所得計			所得区分							

総所得金額①

課	税	標	準	総 所 得 ③						
山 林 所 得										
分離短期譲渡										
分離長期譲渡										
株式等の譲渡										
上場株式等の配当等										
先 物 取 引										

所 得 控 除	雜 損		障・寡・ひ
---------	-----	--	-------

備考 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

- 2 受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。

3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。

4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑨から既納付額⑫を差し引いた額から控除不足額⑩又は既充当・既委託納付額⑪のいずれか大きい方の額を差し引くこと。

5 変更前税額⑬欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。

6 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面中「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「市町村民税 3/5 道府県民税 2/5」とあるのは「市町村民税 4/5 道府県民税 1/5」と、「4%」とあるのは「2%」と、「6%」とあるのは「8%」と、「5分の2」とあるのは「5分の1」と、「5分の3」とあるのは「5分の4」とする。